

消費者安全に関する検討委員会報告書取りまとめ及び
事故情報一元化に関して提出された委員からの意見

平成21年3月12日

2009.3.12

製品WGの整理についての意見

主婦連合会 佐野真理子

1. 事故情報の一元化、事故情報の公表のあり方

これまでの委員会での事務局からの説明の問題点は、「情報の一元化」が「収集の一元化」に偏っていることです。「事故情報の一元化」は、収集・集約の一元化だけでなく、公表（提供）の一元化も含まれます。消費者にとっては「事故情報の社会的共有化」であり、それを通じた事故の未然・拡大防止です。その点について、取りまとめのなかで明記することが必要だと思えます。消費者が望む「事故情報の社会的共有化の必要性」という「消費者目線」を明確に打ち出すべきではないでしょうか。

2. 安全基準のあり方

製品WGの検討のなかでは、安全基準のあり方に対する消費者庁の司令塔機能の発揮について、「関係省庁に改善を求めていく」との論点整理案が示されましたが、消費者庁独自に安全基準を設定する必要性について明確ではありません。消費者庁自ら安全基準を設定することを明記すべきです。

3. 被害救済の実効性向上、製品安全法制のあり方

製品WGの検討のなかでは、製品の欠陥について「判例の蓄積に基づいた欠陥に対する理解を広める」との論点整理案が示されましたが、PL訴訟に関する訴訟例の報告義務がない中で、例えばコンニャクゼリーの欠陥判例もない中で、また、欠陥判定の出た製品の回収義務もない中で、判例重視の姿勢だけとっていても、被害救済の実効性はあがらないというべきです。現実の被害救済の遅れについての切迫した問題認識が必要です。

「製品安全法制」については、救済の実効性を確保する必要があります。そのためには、第一に、現行PL法の抜本的改正が必要です。第二に、提訴（訴訟例）の報告義務付けが必要です。第三に、製品事故に関する懲罰的な制度が必要です。第四に、一審であっても欠陥判定が出た場合には、その情報を公開する制度が必要です。第五に、このような対応をとるのは消費者庁の責任です。少なくともこれらの点を取りまとめに盛り込むべきと思います。

以上

2009年1月22日

「消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築について (論点整理案)」に関する意見書

～事故関連情報は「国民の財産」～
「情報の一元化」は「消費者行政の一元化」を前提とすること

主婦連合会 佐野真理子

「消費者事故情報の一元化」は、食品・製品・設備などの事故の未然・拡大防止にとって極めて重要な取り組みであり、消費者庁設置構想の中でも大きな位置を占めます。テクニカルな「情報一元化」はもとより、それ以上に、行政機関の組織再編・機構改革を伴う「行政一元化」を強く意識した取り組みこそが求められます。実際、「論点整理案」の「基本的考え方」(P1)には、

「消費者事故情報の一元化は、消費者行政一元化の試金石とも位置付けられる」と記載されており、この認識にはおおいに賛成です。

しかし、1月16日の国民生活審議会「検討会」での事務局方説明や、提示された「論点整理案」の方向性を見ますと、いまだ明確ではない視点がところどころ垣間見えます。事故関連情報は国民の財産ですので、そのことを消費者が、システム上も、実際の施策の上でも実感できるような「一元化」はこれまでの行政縦割りを排除する中でこそ達成できるものと理解しています。従来の縦割り行政では「消費者事故情報の一元化」は難しい、この認識が前提となるのではないのでしょうか。

「論点整理案」は「事故情報の一元化」を提示しているものの「行政の一元化」までを射程に入れているのが不透明です。「消費者庁発足をまつことなく着実に取り組みを」(論点整理案・基本的考え方)と記載されているとはいえ、論点整理案の方向性は、対症的・療法的と言わざるを得ません。

以下、「論点整理案」の問題点・課題・盛り込むべき点を述べます。

論点整理案の問題点・課題

「論点整理案」には「消費者事故情報の一元化」の重要性が指摘されています。しかし、では一体何が「行政の一元化」なのか、明確な判断が示されていません。「論点整理案」の「一元化」の意味するところは、「事故情報データベース」を基本とした事

故情報の「収集」の部分に限られており、「発信」「公表」に関しては「関係機関等」「行政機関等」という記述があるように「多元的」となっています。「分析」も一元的・系統化されていません。

確かに、「多元的発信」「多元的公表」それ自体は、情報を幅広く提供する利点になります。しかし、これでは現状と変わりはありません。「発信・公表」は「縦割り」のままです。「行政の一元化」という視点が措定されていないためではないでしょうか。「収集・分析・発信（公表）の一元化」という視点を盛り込むべきだと思います。

「情報の社会的共有化を図り」「一元的に集約される情報に対しても誰もが容易にアクセスできる環境を整備する」(P1、基本的考え方)と記載されていますが、この点への踏み込みもあいまいです。「社会的共有化」で最も重要なカギを握るのは消費者への開示・公表・提供です。

しかし、論点整理案にはその点についての記載はなく、資料として添付された「消費者事故情報一元化システムの全体像」にも載っていません。どのようにして「社会的共有化」を図るのか、重要な検討課題ではないでしょうか。「誰もが容易にアクセスできる環境」は、インターネット上のテクニカルな観点からの問題だけではありません。消費者がアクセスできる情報の内容、その質的・量的の中身こそ問われるのであって、アクセスできるようにすること自体は、論じるまでもなく当然の前提です。

事故情報データベースについて

総合的事故防止策の観点からみると、事故情報データベースの位置付けがあいまいです。このシステムは大きくは行政関連機関の間でのテクニカルな接続と、消費者からの任意の書き込みを前提としています。しかし、それはネット上の「任意」「協力」をもとにした一元化であって、法執行上は縦割りを維持したシステムです。「消費者安全法案」では重大事故の通報義務を関係行政機関の長に課すことを前提としており、事故情報データベースの存在が明確ではありません。実際は、事故情報を収集する機関が多数存在し、それぞれが相談収集窓口を持っているのが実情です。

事故情報データベースが国民生活センター以外の他の機関の情報を共有化する「場」として設定されることに意義があるとしても、他の機関の情報は他の機関で並列的に、それぞれの制度に基づき、収集されていくこととなります。論点整理案ではこの状況に対する改善検討課題が盛り込まれていません。

そのため、消費者にとっては、事故情報データベースは、入力の手間が必要なうえ、相談のできない、新たな窓口がもう一つ、設置されることだけになりかねません。消費者が「一元化」に求めているのは、エレベーター事故の被害者遺族などが主張されてい

るように、事故情報の迅速な原因究明であり、情報の公開・開示・提供であり、その機能の充実であり、それらを前提とした事故関連情報の「社会的共有化」です。それを担うべき機能の創出であり、縦割り行政の排除です。

「行政一元化」が必要との認識のもとで検討が必要です。

「論点整理」案には前述のように、「消費者事故情報の一元化は、消費者行政一元化の資金石とも位置付けられる」と記載されています。しかし、論点整理案で提示された「事故情報を集約する核」としての事故情報データベースは「行政の一元化」を前提としなくても構築できます。事故情報の一元化は、「行政の一元化」を踏まえないと、不十分なシステムとなりかねない危惧があります。

検討課題として盛り込むべき点

構築中の事故情報データベースの「行政一元化」における位置付けを明確化すること。

もともと「事故情報データベース」は消費者庁創設構想が登場する以前、平成 18 年の国民生活審議会で提起されました。同年の経済産業省の消費生活用製品安全法改正に伴い、もっと幅広い情報収集システムの必要性として提案されたものですが、当時は消費者庁構想はまだ提起されていませんでした。従って、「情報の一元化」はあっても「行政の一元化」は前提とされていなかったと理解しています。それが、平成 19 年末の消費者庁設置構想の提示を受け、昨年（平成 20 年）の同審議会「総合企画部会」の検討会で消費者行政一元化に合わせて細部の検討が進み、今日の原型が提案されたと認識しています。

2 年前の視点と異なる点は、同「総合企画部会」の報告書を策定する過程で、行政一元化に伴う「事故防止センター」（仮称）の検討も取り組まれたことです。製品評価技術基盤機構(NITE)や農林水産消費安全技術センター(FAMIC)などの関連機関の情報を事故情報データベースとともに集約・分析・発信する独立的な機関として事故防止センター（仮称）の設置が並列的に検討されたことです。

事故情報データベースの構築をはじめ、既存の NITE や FAMIC などの機能も活かす方向で事故関連情報の一元化を考え、多元的な収集と一元的な集約・分析・発信を担う事故防止センター（仮称）の設置という構想の中にこそ事故情報データベースを位置付けるのが最も適切と考えます。

当然ながら、設置が見送られている事故防止センター（仮称）の機能は、現段階では、消費者庁に設置予定の「安全」担当部署の機能に集約されていくことが推測されます。この機能（機関）を踏まえた上での事故情報データベースの位置付けを検討すべきではないでしょうか。

論点整理案に記載されている事故情報の「社会的共有化」を重大テーマとして検討課題に据えること。

特に、個人情報保護のもとで、社会的共有化の前提となる消費者への生データの提供・開示をどう確保するか。これは現在の行政機関間の事故対策を抜本的に改善する施策でもあり、「行政一元化」の視点なくしては実現しません。

2年前の事故情報データベース構想は、行政間の「情報共有化」を志向していました。それに対し現在は、「行政一元化」のもとでの「情報共有化」が求められているのだと思います。しかし、「消費者行政一元化の試金石」と言われる現在にあっても、構想内容はかつての名残を留めており、その結果、行政の一元化が最も遅れる分野になりかねない課題を持っています。

個別的項目についての追加的課題

「消費者事故情報」の定義が狭いので、財産被害も含めるべき、と思います。法的義務付けも規定していない段階なのですから、ソフトの欠陥などの無体物なども含め、幅広く「事故関連情報」として位置付けるべきではないでしょうか。

収集する事故関連情報の中に、PL（製造物責任）訴訟での裁判情報も対象に含めることを求めます。欠陥判定の出た製品等はもとより、係争中の案件についても「社会的共有化」が必要です。現在、国民生活センターがPL訴訟事例を収集していますが、食品・製品・設備などに関する訴訟例もあり、制度としての情報収集と、製品・商品名などを含む消費者への詳細な情報提供体制の構築を図ることを提案します。

以上

消費者安全に関する検討委員会（第6回）に関する意見

平成21年1月20日（火）

島野康（国民生活センター）

1 「消費者事故情報を一元化に収集・分析・発信するためのシステム構築について（論点整理案）」に関して

（1）事故情報分析ネットワーク（2P）について

事故情報ネットワークは、「要注意情報の抽出」及び「原因究明・追跡調査」から構成されるが、前者に、「医療機関ネットワーク」と「アドバイザリーボード」が用意されている。

国民生活の安全・安心を担保するには、より迅速な対応が要請されている。もとより外部の有識者からの専門的助言を得ることを否定するものではないが、迅速性とトレードオフの関係になろう。確認だが、「事故情報の有効活用」を実施に当たって、これらは“前置”ではないという位置づけか否か。

また、アドバイザリーボードに関しては消費者目線での対応が必須となろう。そうした経験の豊富な国民生活センターが委員に加わるべきだろう。

（2）潜在的な事故情報の受信（3P）について

「事故情報を顕在化させることにメリットが感ぜられるような仕組みづくり（cf. 事故情報データバンクに書き込みを行うと相談窓口に関する情報が得られる等）」と述べられている。

自らが直接的、間接的を問わず、経験・体験した事故の情報を活かすという公益性を国民・消費者に理解してもらいたい。ケネディ大統領の就任演説（アメリカの国民諸君、国が諸君のために何を為し得るかを問うな。諸君が国のために何を為し得るかを問い給え）を引きたい。とは言え、「cf」は、いかにも申出者個々人のメリットとは考えられない。やはり、トラブルを抱えている消費者からの申出の割合が圧倒的であろうから、その解決・救済が本人にとって最大のメリットである。事故情報データバンクの登録画面に、全国各地の消費生活センターや法テラスなどの連絡先等を紹介するののも一つのメリットかも知れない。

（3）事故情報の公表のあり方（4P）について

「関連する他の制度等とのバランスをも勘案しながら・・・」とあり、経済産業省の消費生活用製品安全法に倣う、あるいは、後遺障害別等級表の 級以上の事故は公表するとか、他に確立した制度を参考に公表することでよいのではないか。

「行政機関等が不確実性のある情報を公表した場合に、それによって風評被害を発生させた責任があるとされた判例等にも留意する必要がある」と記して

いるが、0-157事件（東京地判平13・5・30）について（判タ1085号）では、「国が国民の間で不安を生じさせる事件について調査をした場合に、その結果を公表することについて、法律の明示の根拠を要するか、またその法律の明示の根拠を有しないとした場合、どのような場合でも公表することが許されるのかについて、行政上制裁ないし強制手段としての趣旨を含まない公表は、非権力的事実行為であり、必ずしも法律の明示の根拠を要しないとした上で、公表は自由裁量ではなく、法律の趣旨に反したり、必要性や合理性もなく、また、方法が不相当であれば、国家賠償法上違法と評価されるべきであるとしたものであり、行政機関の有する情報の公開に関して、近時、その重要性が指摘されていることにかんがみれば、重要な意義を有する判断といえ、今後の検討において、参考とされるべきであるといえよう」と解説している。

判決は、結語で特に次のとおり言及している。「・・・ところで、近時、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の制定を挙げるまでもなく、国及び地方公共団体はもちろんのこと、社会的責任を負っている一般企業においても、国民に対し、それぞれが行っている施策、社会に生じた出来事及び社会的に影響を与える問題などについて、ありのままの事実を国民に伝え、説明することが重要かつ必要なことであると認識されてきたのであり、本件各公表も、食中毒事故の防止という目的に加えて、このような趣旨から行われたものであり、そのことは時代の流れに沿った望ましい事柄であったと考えられる。一方、本件においてみられたように、情報を公開することにより、報道機関においてその情報が大きく報道され、販売業者や国民の間に過剰な反応が生じる結果、そのことに関係する者に損害が発生するという事態が生じないでもない。しかし、そのような事態が生じることを恐れて情報の公開を控えるべきであるという方向に進むのではなく、なお情報を公開すべきであるというのが時代の要請であると考えられる。」

如上のように、国民への情報の提供へ理解を示している。判例を一面的に捉えないことも必要である。

（４）事故情報データベースについて

「重大な災害」を収集対象にしているが、災害までを対象とする必要はなく製品・施設・サービスまででよい。

大前委員からの、「事故情報の対象を急性事故に限定しているようだが？」という疑問が呈されたが、Sindell vs Abott Laboratories(カリフォルニア最高裁 1980 年)を見るまでもなく、国民生活センターの現在の収集対象と同じく、亜急性、慢性のケースも当然含まれるものと理解する。

中川委員から、入力を簡便・簡素にできるようにしないと書き込む者はいな

いだろう、といった指摘があったが、国民生活センターでは、ネット上に「トラブルメール箱」という国民・消費者からの情報提供の受け皿を設けている。年間 1 万件以上の情報が寄せられることから、中川委員の心配は杞憂ではないだろうか。本受け皿の他にも、消費生活センターや国民生活センターへの相談窓口も開設しており、PC に不慣れな方々にとって利用しやすい窓口は備えられている。

島野は、基本的に、国民から直接情報を得ることに反対ではないが、情報収集対象や件数を拡大・膨大化することはあまり賛成ではなく。むしろ、分析・評価・情報提供の能力向上にエネルギーを注ぐべきと考える。

(5) トラブルメール箱などの既存の収集法の整理

トラ箱のような国民・消費者からの情報収集のツールがある。年間 1 万件以上の情報が寄せられている。これをどう整理し活用するか。事故情報ではない、消費者トラブルの受け皿があってもよいのではないか。

さらに、国民生活センターには危害情報システムが整備され、全国 20 病院から危害情報を収集している。国民から重複しているではないかとの指弾を受けないような仕組みを構築しなければならない。

2009.3.12

消費者安全に関する検討委員会とりまとめに向けて(意見)

- 特に 事故情報の収集・分析・情報提供のあり方について -

埼玉大学経済学部非常勤講師

原 早苗

1. 消費者庁主導の仕組みとすること

09年1月16日付で提示された「事故情報データベース」の概要は、2007年6月14日にまとめられた国民生活審議会意見「国民生活における安全・安心の確保策について」にもとづくものであり、消費者庁発足審議の前の段階での提言を受けたものである。

そのためか、消費者庁、国民生活センター、各省庁が横並びに構築されている。事故情報データベースについて、消費者庁が主導権をにぎる構図にすべきだと考える。

2. 事故分析・原因究明機関、ネットワークの充実を図ること

09年1月28日の消費者安全に関する検討委員会の「参考3」で提示された「事故情報分析ネットワークのイメージ(案)」では、消費者庁が、消費者事故情報を集約し、医療機関ネットワーク、アドバイサリーボードを委嘱、情報提供・助言を受ける、原因究明機関ネットワークが調査、究明に協力する構図になっているが、この仕組みを可能とする人的構成(専門性をもった人材)を消費者庁のなかに明確に位置づけるべきだと考える。消費者行政推進基本計画に掲げてある「専門性を備えた情報分析官の配置」については、どのように検討が進んでいるのか。

また、エレベーター事故にみられるように、既存の原因究明機関が存在しない場合、緊急に原因究明を図れる仕組みづくりも必要である。

3. 病院、消防、警察情報を有効に活用できる仕組みの構築を図ること

すでに、08年10月20日開催の消費者安全に関する検討委員会に意見として提出済みであるが、再度、要請する。

4. 事故情報データベースについて

09年1月16日に提示された「事故情報データベース」(国民生活センター)は、消費者から見ると情報の入力が煩雑である。なおかつ、検索結果事例表示画面で得られる情報は、一般的であり、消費者が直接、危害を回避する、注意するといった行動には結びつかない。さらに検討を尽くし、一層の改善、工夫が必要である。

全国消費者団体連絡会PLオンブズ会議でも意見書を提出している。参考にいただきたい。

2009年3月5日

消費者事故情報一元化システム～事故情報データバンクについての意見

全国消費者団体連絡会
PL オンブズ会議

消費者事故情報の一元化は、消費者被害の予防と再発防止にとって極めて重要と考えています。この間、国民生活審議会消費者安全に関する検討委員会において、この問題が検討されていることに対して、消費者のために製品安全問題を広く検討してきた当 PL オンブズ会議としても大いに期待しています。

公表されている資料の「論点整理案」の「基本的な考え方」では、「消費者の安全・安心確保の目的の下、被害拡大防止や新たな同種・類似の事故発生防止の観点から、様々な情報を一元的にとらえて諸対応を図るという側面と、情報の社会的な共有化を図り、情報が多元的に活用される機会を創出するという側面がある。システム構築に際しては、両側面にバランス良く配慮する必要がある」とあります。しかし、事故情報データバンク全体のイメージと、画面表示案として示されたものとの一貫性がないとの印象を受けています。システムはいったん完成すると、作り直すのにさらに余計な時間と予算が必要となるので、中途半端なシステムを作って動き出すべきではなく、システムの発足当初から「基本的な考え方」を踏まえたものとして稼働させるべきであると考えます。

以下、いくつかの点について意見を述べていきます。

1. 事故情報データバンク登録・検索画面の改善を求めます。

消費者が登録と検索を行う際に入力する項目が多い割りに、検索結果事例表示画面に表示される項目はあまりにも制限されていると思います。例えば、製品事故の事例について調べたいときや、事故に遭った被害者が関連する事故情報を調べたいとき、現在の検索結果事例表示画面では、情報量が少なく「情報の社会的な共有化」につながりません。例えば、国土交通省の自動車不具合情報ホットラインのように、基本的には提供・集約された情報をそのまま公表すべきです。

また、ヒヤリハット情報の登録画面については、匿名での入力もできるようにすべきです。ヒヤリハット情報は、より多くの情報を集約することにより危険性についての傾向を知ることができるのであり、「送信者情報」の項目は減ら

す方向で検討すべきです。

当面、製品事故に関する情報を検索したり情報提供できる窓口として、広く国民に認識されることが必要であり、情報を集めるためには、提供した人が自分の情報を公表サイトから確認できることが重要です。

2．警察・消防等も事故情報データベースへ参画させるべきです。

現在、参画機関として候補にあがっているのは10機関しかありません。これでは「様々な情報を一元的にとらえて諸対応を図る」という目的から考えても少なすぎます。集約された事故情報については、事故情報分析ネットワークを整備して「要注意情報の抽出」と「原因究明・追跡調査」が取り込まれることになっています。事故情報が有効活用されるためには、国の多くの機関で集約されている事故情報を一元化して、集中して分析する仕組みが必要であり、警察・消防等も事故情報データベースに参画すべきと考えます。

3．消費生活センターを強化し、事故情報の受信力強化をはかるべきです。

事故情報データベースでは、主に不特定多数の国民からの情報の検索と集約が想定されていますが、「論点整理案」にもあるように、「事故情報の受信力強化」のためには、地方の消費生活センターの相談窓口における集約の仕組みを充実することが必要です。消費生活センターには、多くの消費者被害相談や製品事故等の情報も寄せられており、こうした情報が、事故情報データベースへ集約されることになれば、全国からの情報を集約することができます。

現在、国の第2次補正予算案の地方消費者行政支援策では、地方消費生活センターの相談体制の強化が指摘されています。まだ、PIO-NETと事故情報データベースの連携等明らかになっていませんが、全国の情報を有効活用するための仕組みを検討すべきです。

以上

「消費者事故情報を一元的に収集・分析・発信するためのシステム構築」
についての意見の提出

委員 望月みつ子

第6回 消費者安全に関する検討委員会において説明のあった標記の件についての以下の意見を提出する。

2 「当面の取組 - サブシステムの構築・拡充」について

「.....当面、以下の4つのサブシステムの構築.....。」となっているが、メインシステムが何であるかが不明であるため、長期的な取組やメインシステムの説明が不可欠であると思います。

メインシステムは事故情報データバンクへも参画する、農水省や厚労省など関係機関が保有する事故情報データベース（食品危害情報データベース等）を指しているのでしょうか？

また、メインシステムとサブシステムとの住み分けや、サブシステムがメインシステムの補完機能をどのように果たすのかなど、事故情報一元化の全体像を示した上で、サブシステム構築に触れた方が分かりやすいのではないのでしょうか？

(1) 「一元的な情報集約のためのシステム - 事故情報データバンクの構築」
について

現在、関係省庁や国民生活センター、ナイト、消費生活センター等がバラバラに集約している事故情報を一元的に集約するための方法として、インターネット上の事故情報データバンクを稼働させることについては、その必要性を高く評価している。

しかし、消費者が直接入力するシステムについては、以下のような消費者側の問題があるため、情報集約の成果はあまり期待できないと思う。

<問題点>

- ・ インターネット利用者は限定され、年齢も偏っている。
 - ・ 消費者は自己の利益につながらなければ行動しない者が多い。
 - ・ 氏名、住所等の入力是不可欠であるが、このことが妨げとなる。
 - ・ 事故情報データバンク登録内容が消費者にとって難しい。
 - ・ 消費者からの生情報は、情報の正確性等が担保できない。
 - ・ 情報の整理段階で事実確認など事務処理が煩雑になると思われる。
- このため、先ず、関係省庁等が保有する既存のデータベースの一元化

をこの事故情報データベースシステムを活用して充実・強化を図るとともに情報の共有化を強化した上で、次のステップとして、必要に応じ、消費者の直接入力システムであるサブシステムを稼働させる方が効率的、効果的であると思う。

また、サブシステムは、可能な限り簡略化するとともに、インターネット上システムのみでなく、他の選択肢（FAX等）も提供することが期待される。

関係機関等が保有する事故情報や全国の公的病院や警察、消防署等が保有する情報を、可能な限り広範にデータベースに取り込んでいくことが、最も実効性を高める方法であると思われるので、関係省庁等に対して強力に働きかけるとともに、関係機関へのサポート等も検討していただく必要があると思います。

<例> データバンク入力に係る人件費補助等

（２）「事故情報の受信力強化のためのシステム - 地方の消費生活相談窓口の強化」について

消費生活相談員は、これまで事故処理対応に積極的に関って来なかったため、結果としてセンターに寄せられる事故情報も少なくなっている。消費生活センターが事故情報を集約するためには、消費者からの情報の受け手としての情報の受信力を強化するための環境整備のほか、消費者への情報の発信力を高めることも必要である。

現在、消費生活センターに寄せられる事故情報等は、センターを經由して経済産業省や国民生活センター、ナイトなど関係機関へ情報提供するなど、経由機関としての役割を果たしているに過ぎない。

センターから消費者への情報のフィードバック等を可能とする（ヒヤリハット事故防止情報）など情報の発信力を高めれば、消費者の信頼は高まり、結果として、消費者からセンターへの情報提供は多くなるものと思われる。

<要望>

- ・国センの消費生活相談員研修の中で、当面の間、安全に関する（食品、施設、製品）の専門性を向上させる内容を必須項目とするなど、相談員のレベルアップを図っていただくよう要望する。

3 「留意事項 / 更なる検討課題」について （医療機関、消防、警察との情報共有）

前述のとおり、上記 2 の取組を進める前に、医療機関、消防、警察、行政機関などとの関係の充実・強化、情報の共有化等が重要であると思う。